

建設関連業務委託（補償調査業務）において業務成績60点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて

制定 平成23年3月1日 22用第281号

本取り扱いは、業務成績評定が著しく低い評価を受けた業者の入札参加を一定期間規制することで、業務成果の品質確保を図るものである。

1．規制対象範囲

対象業者

長崎県入札参加資格者名簿に登録した補償コンサルタントのうち、原則として請負金額100万円以上の補償調査委託業務において、「長崎県委託業務成績評定要領及び長崎県委託業務成績評定書公表要領の制定について」（平成20年3月13日付け 19建企第614号土木部長通知）により60点未満の評定点を受けたもの

規制対象業務

長崎県土木部及び水産部が発注する補償調査委託業務の全ての指名競争入札

2．入札参加規制期間

通知日の翌日から起算して30日間とする。

ただし、60点未満の評定点を受けた補償調査委託業務で、「長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」（平成12年長崎県告示第599号の6）第3条により既に当該業務において指名停止措置を受けている場合は、入札参加規制期間から、指名停止を受けた期間を減ずる。

3．入札執行通知後の場合の取り扱い

入札執行前の事務処理

入札執行通知の日から入札執行の日の前日までに60点未満の通知を受けた業者が入札参加者と判明した場合は、発注機関は速やかに指名を取り消すものとする。

入札執行後の事務処理

開札の結果、保留等により落札者が即日決定されなかった場合には、落札決定の日の前日までに60点未満の通知を受けた業者の入札は「無効」とする。

4．対象者への通知

業務成績通知書を交付する際に、入札への参加規制及び指名の取り消しを行なう旨を記載した文書を添付する。

## 5．入札参加者への周知

入札執行通知書において以下の内容を記載し周知する。

「業務成績60点未満の業務成績通知を受けた者は、「建設関連業務委託（補償調査業務）において業務成績60点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に該当する期間の入札参加規制を行ない、本入札に参加できないものとする。」

業務成績通知書において以下の内容を記載し周知する。

「業務成績60点未満を受けた者については、「建設関連業務委託（補償調査業務）において業務成績60点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に基づき入札参加規制を行なうものとする。」

## 6．下請負の取り扱い

この取り扱いに該当する業者に対しては、下請負を禁止するものではない。

## 7．改善策の報告

60点未満の評定を受けた業者は、評定を受けるに至った原因を分析するとともに、今後の業務改善方策について検討し、その結果を速やかに用地課長に対し報告しなければならない。

## 8．適用の時期

この取扱いは、平成23年4月1日以降に入札執行通知を行なう補償調査委託業務から適用する。